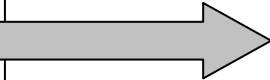


I. はじめに (中間取りまとめの目的)

(1) IP時代の到来

- 「e-Japan戦略」⇒世界最先端のIT国家の実現
ブロードバンドサービスの急速な普及やデジタル化等の技術革新による通信・放送サービスのIP化 (IP電話サービス、IP-VPN、インターネット上での放送コンテンツ配信等)
- IP(インターネット・プロトコル): インターネットで利用されている通信規格
⇒デジタル化可能な情報は、全てネットワーク上で伝送・交換・蓄積可能

イノベーションの
進行



(2) 急がれるIP時代の通信・放送政策の確立

- IP化=産業革命に匹敵するパラダイム・シフト
- わが国がブロードバンドサービスの分野で、世界のフロントランナーの地位を維持し、国際競争力を強化する必要性⇒2010年を目標に早急な制度改革
- サービス需要者+コンテンツ供給者としての企業ユーザーの視点から基本的考え方を提示

II. IP化が目指す姿

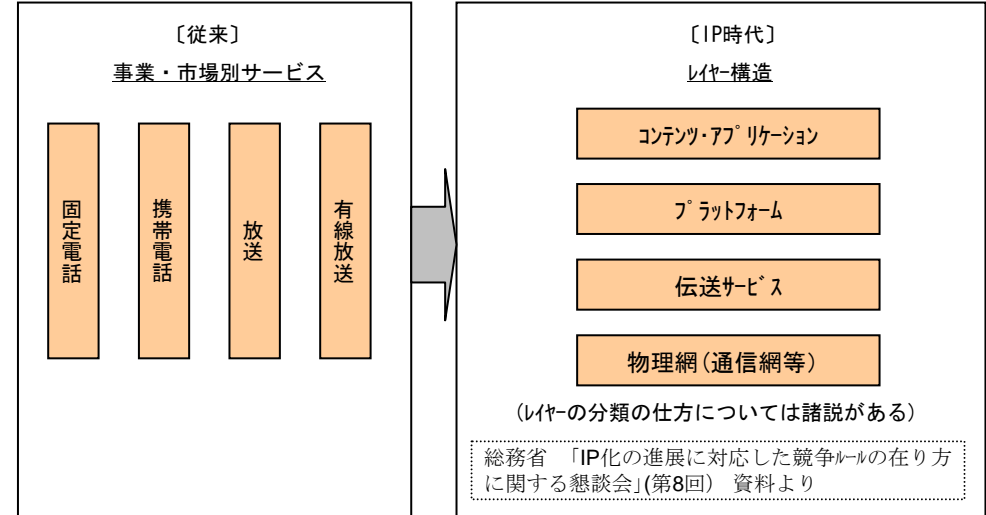
(1) IP化の意義と影響

- 企業におけるIP利活用の進展: コスト削減、業務効率化から事業革新、新たなビジネス創造へ
- IP化による経済・社会構造の変化: 知の創造と交流のサイクルの拡大、ワークスタイルの変化、社会経済システムの構造改革
- 戦略的取り組みの必要性: IP化の世界最先端のテストベッドへ⇒産業全体の国際競争力の強化

(2) IP化がもたらす新たな市場構造

- IP時代の通信・放送市場 (コンテンツがメディアから開放)
 - 従来の通信・放送市場: 事業、サービス毎のネットワーク・市場
 - IP時代: 従来型のレイヤー間を跨ぐ垂直統合型のビジネスモデルと、各レイヤー内での水平統合型のビジネスモデルが並存
- ユーザーを主役とするネットワークの形成
事業者だけに閉じたネットワークから、ユーザー自らもコンテンツ、アプリケーション、サービスの提供者として参加するネットワークへ
- 新たなユーザーニーズ: セキュリティ、品質、サービス料金、運用コスト、シームレスなサービス等

IP化に伴うネットワーク・市場構造の変化



III. IP時代の新たな制度設計のあり方

(1) 制度的枠組みの再設計の必要性

- 通信と放送の競争や新規市場参入の差
- 現行制度の課題
 - 従来型の通信・放送事業者のみを想定し、事業・メディア毎に分かれた数多くの法律
 - 継ぎ足し見直しによる非常に複雑な法体系
 - 現行制度では対処できない問題 (ネットワークのレイヤー構造下における新たな競争ルールのあり方、通信・放送の融合サービスの法的位置付け、周波数割当、IPマルチキャスト放送の著作権上の位置付け、地上波放送の再送信等)

(2) 再設計にあたっての基本的視点

- 自由で公正な競争促進を通じた市場の活性化と利用者利益の確保
- 政府の関与は最小限とした、市場誘導型の自由競争の促進
- 政策の中立性の確保
競争中立性及び技術中立性
- 国際的な連携、整合性の確保
・事業の国際展開、セキュリティ対策、国際標準等
- IP時代の負の課題への対応
・サイバーテロやユエバーサルサービス確保等



(3) 望ましい制度的枠組み

- 制度的枠組みの方向性
 - 事業・メディア毎の法制度を統合、ネットワーク(情報伝送路)は通信・放送の共通の枠組み、コンテンツは原則自由で民間の自己規律へ
- レイヤー構造に対応した競争ルールの適用と緩和
 - レイヤー及び市場の定義の明確化及び範囲画定を踏まえ、レイヤー毎に反競争的行為の有無を検証し、規制適用あるいは見直し
- ネットワーク中立性の確保
 - 各レイヤーに対するオープン性の確保、差別的取り扱いの禁止
- 技術革新、市場参入、投資の促進に向けた環境整備

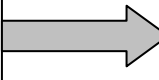
(4) 当面の課題に対する考え方

- ボトルネックのあるネットワーク要素・設備・機能のオープン化
- IPマルチキャスト放送の普及促進
- ユエバーサルサービス制度の抜本的見直し
- 更なる競争促進: 新たな技術によるアクセスの早期実用化、新たな競争軸の追求

IV. IP時代の行政組織とその役割

(1) 現行の行政組織、役割の見直し

- 通信、放送、コンテンツなど各分野の管轄が各省庁に分散
⇒関係省庁間の調整や連携が問題
- 規制と産業振興の混在⇒透明性、公平性、中立性の確保に限界



(2) 電気通信・放送に関する独立規制機関の設置

- IP時代を見据え、国家行政組織法第3条に基づく電気通信・放送に関する独立行政委員会の設置
 - 通信・放送分野の競争ルールの策定・執行、紛争処理、周波数配分
 - 参考となるモデル: 英国Ofcom(情報通信庁)